

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和4年第4回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第79号ほか3件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、12月15、16日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第79号 水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、役職定年制等を導入するものであり、任用形態や給与体系について、役職定年制に該当する役職の範囲について、職員定数の考え方等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「定年年齢の段階的な引上げ期間中においては、職員の年齢構成のバランス等を考慮しながら職員の採用や人員の配置に取り組みたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正を除く）

本案は、電気料金等の高騰による所管施設の光熱水費等の増額をはじめ、G7内務・安全担当大臣会合の準備経費や財政調整基金の積立てについて補正措置を講じるものであり、このうちG7担当大臣会合の開催概要等について、推進協議会負担金の算出根拠及び今後の取組等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第99号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

本案は、国に準じた給与改定の措置として、職員の給料及び勤勉手当の引上げ、市議会議員及び常勤特別職の期末手当の引上げ等を行うものであり、本市における影響額等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）につ

いても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第79号、議案第95号（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正を除く）、議案第99号、議案第100号（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）

以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和4年12月20日

水戸市議会議長 須田 浩 和 様

総務環境委員会

委員長 高 倉 富士男